

## 漁業調整委員会等交付金（継続）

### 1 趣 旨

漁業法の目的である「漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によって水面を総合的に利用し、もって漁業生産力を発展させ、あわせて漁業の民主化を図る」ため、漁業調整機構である漁業調整委員会等が行う漁場計画の樹立、漁業の免許、漁業調整規則の制定改正等に関する都道府県知事からの諮問に対する答申、紛争の調整及びこれら紛争の未然防止を図るための指示、裁定、報告の徴収及び立入検査等に関する事務は、（1）漁業者に限らず水産動植物を採捕しようとする一般国民全てを対象とし、極めて社会的影響が大きいことや対象となる水産資源は広範な地域に分布回遊しているため、全国的にも一定の統一性と水準を確保する必要があり、（2）漁業者の選挙によって選ばれた委員等によって構成される委員会が都道府県知事部局とは独立してその機能を十分發揮し、公正妥当な事務処理を行っていくため、財政上も一定の基盤が必要である。

このため、国全体としての所要の統一性と一定水準を確保し、我が国沿岸域における漁業秩序の維持に努めるとともに、地域の実情に応じたきめ細かい漁業調整を行っている漁業調整委員会等の運営に関する基礎的経費である交付金を交付する必要がある。

### 2 事業内容

漁業調整委員会等が漁業法をはじめとする漁業関係法令に規定する漁業に関する事項を処理するために必要な委員に要する経費、会議費、漁業調整に関する調査及び資料の整備に要する経費の基礎的経費として交付を行うもの。

### 3 事業実施主体

都道府県

### 4 事業実施期間

昭和 60 年度～

### 5 平成 23 年度概算決定額（前年度予算額）

192,302 千円（192,444 千円）

### 6 交付率

定 額

### 7 担当課

水産庁沿岸沖合課 03-3502-8476（直）